

公益財団法人 船井奨学会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人船井奨学会（以下「当法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に対して、理事会、評議員会その他当法人の主催する行事への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

2 前項に定めるもののほか、監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬額)

第4条 前条に定める報酬額は、別表記載の額を上限として、別表記載の決定方法により定める額とする。なお、別表記載の決定方法に従って報酬額を定めない場合は、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み、または本人に手交するものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の日から施行する。

別表

	各年度の支給総額の上限	1名当たりの1日の支給額の上限	具体的な支給額の決定方法
評議員	80万円	5万円	評議員会決議により定める
理事	80万円	5万円	理事会決議により定める
監事	30万円	5万円	監事の協議により定める